

氏名(本籍)	矢崎幸生(東京都)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博甲第1,779号
学位授与年月日	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	ミクロネシアの信託統治 —憲法上の自立と国連憲章の解釈をめぐって—
主査	筑波大学教授 法学博士 田島 裕
副査	筑波大学教授 尾崎重義
副査	筑波大学教授 法学博士 フライ・H・P
副査	筑波大学教授 内野正幸
副査	筑波大学講師 河野真理子

### 論文の内容の要旨

この研究はミクロネシア法というアメリカ法の特殊領域の研究である。ミクロネシアは、スペインの植民地となってから、長い間、信託統治の下に置かれてきた。その後、統治者は、ドイツ、日本、アメリカ合衆国へと受け継がれてきた。アメリカ合衆国による信託統治は、国連憲章に基づいて「文明の神聖な信託」として行うものである。同憲章第73条は、その信託の目的を「地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をその憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務」の履行である、と述べている。この国際法上の義務が、アメリカ合衆国によって、その主権を守るための安全保障政策とバランスをとりながら、どのように実施されてきたかを検証している。

国連憲章が制定された当時にはやむを得ない事情があったとしても、このような過大な義務を一主権国に委託するのは、今日の国際社会では不適切である、と申請者は主張している。アメリカ合衆国は、真摯にその国際法上の義務を果たしてきたことは、歴史的に証明できるけれども、国家主権を守るために「国際の平和及び安全」の実現に名を借りて、「地域の住民の利益」や「地域の住民の福祉」が軽視されることがあった。現在、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、および北マリアナ諸島へと発展してきたけれども、北マリアナ諸島は今日でもアメリカ合衆国の属領にとどまっている。他の3地域は、一応独立を果たしたとはいうものの、自由連合協定によって「国際の平和及び安全」に協力する国際的義務を負わされている。形式的に独立したとはいえ、これが真に住民が望んだ姿であったかどうか疑問がある、という。

このような歴史的、法社会学的な分析に基づいて、今日の国際社会において「文明の神聖な信託」の義務を信義誠実に履行させるためには、国連の制度改革が必要であると結論づけている。一主権国家に信託を委託するのではなく、国際組織が直接その義務を履行すること、あるいは少なくとも国際機関の監視下に置くことが必要であるという。

この論文は全体で10章から構成されている。

第1章から第4章までは、いわば歴史的背景を説明した部分であるが、具体的に言えば、序章の問題提起に続き、スペインの統治時代、ドイツの統治時代、日本の統治時代、そしてアメリカの統治時代へと引き継がれる様子が説明されている。

第5章は、アメリカによる信託統治の実態が説明されており、本章は論文の一つの核心をなす部分である。この章では、アメリカ合衆国内務省によるマイクロネシア統治を1960年前後に分けて説明し、それぞれの時期の特色を述べている。この変化はケネディ大統領のアメリカ「国家安全政策」の策定によるものであり、これによりマイクロネシアはその政策の中に位置づけられた、という。

第6章および第7章では、信託統治を終えてマイクロネシアが自立していく過程を説明し、そこに含まれる法律上の問題点を論じている。ここでは主として、新しい政治的地位についての交渉過程を分析している。そして、とくに第7章では、自由連合協定によって、一方では「自由」「独立」が認められたとはいうものの、協力義務が課されており、しかもこの協定をマイクロネシア側からは終了させることができないのではないか、と問題点を指摘している。

第8章では、北マリアナ、マイクロネシア連邦、マイクロネシア連邦を構成する4州（ヤップ、トラック、ポナペ、コスラエ）、マーシャル諸島、パラオの各々の憲法を分析し、問題点を整理している。

第9章では、以上の豊富なデータに基づく帰納的検証に基づいて、国際連合憲章の関連条文の解釈論を展開している。

最後の第10章では、「政治的進歩の促進」「経済的進歩の促進」「社会的進歩の促進」「教育的進歩の促進」という観点から以上の研究を総括し、著者は、次のように結論を述べている。

「アメリカのマイクロネシア統治を全体として考察してみると、国際連合から国際の平和と安全保障の義務およびマイクロネシア人の利益増進を図り、自治または独立を達成するという義務を負っていたが、アメリカは常に国際の平和と安全保障を大義名分に、自国の安全保障を図るという、明確な方針の下に信託統治を行い、信託統治の後半、1970年末から1980年初めまでにマイクロネシア人の自治政府を認めた。しかし、信託統治終了とともに北マリアナを自己の領土に取り込んだ。他の3国（マイクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ）は、それぞれ憲法の規定の上では、独立国となったが、経済的には自立の見通しはなく、現在でもアメリカ自由連合下に置かれている。このような実態は、国際連合憲章が起草された当時に考えられた「独立」とは異なったものになっている。」と。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、アメリカ法の特殊研究であり、わが国で初めてのものである。世界的に見ても、法律の観点から書かれたマイクロネシア研究は、これが最初ではないかと思われる（副査フライ教授コメント）。

1. 信託統治の間はアメリカ法の適用があり、その影響を比較法的に分析することが一つの研究目的となっている。形式的にはアメリカ法に基づく統治が行われながらも、実際には、大きくことなる部分があることが膨大な資料を駆使して実証的に説明されている。

2. 1の論点とも深い関わりをもつのであるが、憲法はその国民ないし住民の在り方と密接に関わりをもっており、一見、マイクロネシア憲法はアメリカ法にならうものであるように見えるのであるが、マイクロネシア住民の伝統を引き継ぐものが残っている。理想的な憲法を作ることの困難さが説明されている。

3. マイクロネシアの統治は、国連憲章に基づく「信託統治」として行われてきたのであり、国際法の研究領域とも深く関わっている。そこで、国際法の専門家も審査に参加した。また、マイクロネシアという特殊地域の研究であり、その専門家も審査に加わっている。マイクロネシアの事例は、信託統治の典型モデルとしてとらえることができる。この実証的な研究の結果、国連憲章の「信託統治」に関する規定の修正が必要であることが指摘されている。

4. アメリカ合衆国は、世界の大国として、自己の「平和と安全」を目的とした政策をとり、それが国際平和にも貢献すると主張してきたが、実際には、微妙な食い違いが存在する。「国際平和」の問題は、一主権国家の

判断によるべきではなく、真の意味でも国際世論がそこに反映されるべきであって、新しい信託統治の制度には、この点の考慮が必要であると指摘されている。

全体として、内容の点でも、形式（引用、参考文献など）の点でも、「このままの形で書籍として出版してかまわない」という教授陣のコメントが出されたほど完成度の高い論文である。

なお、学位申請者は、参照論文を3編提出している。その一は、「ミクロネシア連邦の自立の過程」と題する論文（共著論文集『マタンギ・パフィカ』（1994年）第10章）であるが、この研究は本論文第6章の基礎となるもので、申請論文ではかなり改良されている。その二は、「ミクロネシア連邦構成・各州憲法について」は太平洋学会誌第62号（第17巻1号）（1994年6月）に掲載した研究論文であり、本論文第8章の基礎となるものである。本論文では、理論的により深く、問題点が究明・検討されている。その三は、「アメリカ、パラオ間の自由連合協定承認過程」であるが、この論文も太平洋学会誌（1988年1月）に掲載した研究論文であり、本論文の第7章の一部に関係するものである。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。